

福祉医療費給付事業の市町村実施状況  
(平成31年4月1日現在)

## 乳幼児等医療費給付事業の市町村実施状況

平成31年4月1日現在

対象年齢		所得制限	市町村数				該当市町村				
入院	外来		市	町	村	計	食費助成なし			食費1/2助成	食費助成あり
中学校卒業まで	小学校就学前	所得制限なし					(県制度)				
	中学校卒業まで	所得制限なし	13		2	15	長野市	上田市	大田市	松本市	岡谷市
18歳到達後の3/31まで	中学校卒業まで	所得制限なし	2			2	伊那市	駒ヶ根市			
	18歳到達後の3/31まで	所得制限なし	4	23	33	60	飯田市	小諸市	飯山市	山ノ内町 (小学校就学～食費助成なし)	南牧村
							佐久市	佐久穂町	小海町	下諏訪町	
							川上村	南相木村	北相木村	高山村	小布施町 (小学校就学～食費助成なし)
							御代田町	軽井沢町	立科町	信濃町	栄村※
							青木村	長和町	富士見町		
							原村	辰野町	箕輪町		
							飯島町	南箕輪村	中川村		
							宮田村	松川町	高森町		
							阿南町	阿智村	平谷村		
							根羽村	下條村	売木村		
							天龍村	泰阜村	喬木村		
							豊丘村	大鹿村	木曾町		
							上松町	南木曾町	木祖村		
							大桑村	筑北村	麻績村		
							山形村	朝日村	池田町		
							生坂村	松川村	白馬村		
							小谷村	坂城町	木島平村		
							飯綱町	小川村			
合計			19	23	35	77	63			6	8

※食費：入院時食事療養費及び入院時生活療養費

※栄村：18歳以上20歳未満の高等学校その他市町村長が定める施設に在学・在校中の者を含む。

※現物給付方式の対象範囲は、「市町村別現物給付方式導入状況（平成31年4月1日現在）」による

[受給者負担金]

- ・受給者負担金なし：長和町、原村、飯島町、中川村、宮田村、阿智村、平谷村、根羽村（令和元年5月1日から）、天龍村、木曾町、栄村
- ・300円/レフト：小海町、南牧村、南相木村、富士見町、松川町、阿南町、根羽村（平成31年4月30日まで）、下條村、売木村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村、南木曾町、木祖村、小布施町
- ・500円/レフト：上記以外

障がい者医療費給付事業の市町村実施状況（身体障害者手帳）

平成31年4月1日現在

障害の程度	所得制限		市町村数				該当市町村		
	本人	扶養義務者等	市	町	村	計	食費助成なし	食費1/2助成	食費助成あり
1～3級	1・2級 特別障害者手当準拠 3級 所得税非課税者	特別障害者手当準拠	3	14	18	35	伊那市 飯山市 佐久市 小海町 佐久穂町 立科町 長和町 青木村 辰野町 飯島町 南箕輪村 中川村 松川町 高森町 阿南町 阿智村 平谷村 根羽村 下條村 売木村 天龍村 大鹿村 上松町 南木曾町 木曾町 木祖村 大桑村 筑北村 小谷村 山ノ内町 木島平村 野沢温泉村 飯綱町 小川村  (県制度と同じ)		栄村
	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	3	1	3	7	上田市 飯田市 東御市 宮田村 朝日村 松川村		小布施町
	1・2級 所得制限なし 3級 所得税非課税者	1・2級 所得制限なし 3級 特別障害者手当準拠			3	3	川上村 南牧村 豊丘村		
	1・2級 所得制限なし 3級 所得税非課税者	所得制限なし			1	1	南相木村		
	所得制限なし	所得制限なし	4	3	5	12	小諸市 安曇野市 北相木村 富士見町 原村 箕輪町 生坂村 山形村	高山村	諏訪市 茅野市 下諏訪町
小計			10	18	30	58			
1～4級	1・2級 特別障害者手当準拠 3・4級 所得税非課税者	1～3級 特別障害者手当準拠 4級 所得税非課税 (同一世帯者)		1		1		信濃町	
	1・2級 特別障害者手当準拠 3・4級 所得税非課税者	特別障害者手当準拠		2	1	3	軽井沢町 御代田町 白馬村(4級は入院のみ)		
	1・2級 特別障害者手当準拠 3級 所得税非課税者 4級 特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠			1	1	喬木村(4級は要常時介護のみ)		
	1～3級 特別障害者手当準拠 4級 所得税非課税者	1～3級 特別障害者手当準拠 4級 所得税非課税 (同一世帯者)	1			1		須坂市 (4級の受給者負担金は高齢者医療確保法(低所得Ⅱ) 準拠、食事助成なし)	
	1～3級 特別障害者手当準拠 4級 所得税非課税者	特別障害者手当準拠	2	1		3	駒ヶ根市 塩尻市 坂城町(4級は受給者負担金2割で70歳到達時に資格を失う)		
	1・2級 所得制限なし 3・4級 特別障害者手当準拠	1・2級 所得制限なし 3・4級 特別障害者手当準拠	1			1		松本市	
	1～3級 所得制限なし 4級 所得税非課税者	1～3級 所得制限なし 4級 所得税非課税 (同一世帯者)	1			1		中野市	
	1～3級 所得制限なし 4級 所得税非課税者	1～3級 所得制限なし 4級 特別障害者手当準拠	1			1	千曲市		
所得制限なし	所得制限なし	1	1		2	大町市 麻績村(4級は要常時介護のみ)			
小計			7	4	3	14			
1～5級	1～4級 所得制限なし 5級 所得税非課税者	1～4級 所得制限なし 5級 所得税非課税 (同一世帯者)	1			1	長野市(4級の一部と5級は70歳到達時に資格を失う)		
	小計			1			1		
1～6級	1・2級 特別障害者手当準拠 3級以下 所得税非課税	特別障害者手当準拠			1	1	王滝村(4～6級の受給者負担金は、500円+500円を除いた額の1/2)		
	所得制限なし	所得制限なし	1	1	1	3	池田町(4～6級は要常時介護のみ)	岡谷市 (4～6級は要常時介護のみ)   泰阜村 (4～6級は20歳以上要常時介護のみ)	
	小計			1	1	2	4		
合計			19	23	35	77	65	5	7

※食費：入院時食事療養費及び入院時生活療養費

※年度末年齢が18歳までの障がい者の所得制限は、「市町村福祉医療制度におけるの障がい児の所得制限の状況」による

※現物給付方式の対象範囲は、「市町村別現物給付方式導入状況（平成31年4月1日現在）」による

[受給者負担金]

受給者負担金なし：原村、栄村

18歳年度末までは受給者負担金なし：長和町、飯島町、中川村、宮田村、阿智村、平谷村、根羽村（令和元年5月1日から）、天龍村、木曾町（以降は1レセプト当たり500円又は300円）

その他の市町村は1レセプト当たり500円又は300円

障がい者医療費給付事業の市町村実施状況（療育手帳）

平成31年4月1日現在

障害の程度	所得制限		市町村数				該当市町村										
	本人	扶養義務者等	市	町	村	計	食費助成なし			食費1/2助成	食費助成あり						
A1～B1	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	5	13	16	34	飯田市 伊那市 飯山市 須坂市 泰阜村	佐久市 佐久穂町 軽井沢町 信濃町 小布施町 栄村	御代田町 立科町 青木村	飯島町 中川村 宮田村	松川町 高森町 阿南町	阿智村 平谷村 根羽村	下條村 売木村 天龍村	喬木村 大鹿村 南木曾町	大桑村 筑北村 小谷村	山ノ内町 飯綱町	(県制度と同じ)
	A1 所得制限なし A2・B1特別障害者手当準拠	A1 所得制限なし A2・B1特別障害者手当準拠	1			1		松本市									
	所得制限なし	所得制限なし	5	3	3	11	小諸市 千曲市 小海町 岡谷市 諏訪市 茅野市 下諏訪町	北相木村 富士見町 原村									
	小計		11	16	19	46											
A1～B2	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	3	5	9	17	上田市 塩尻市 東御市 南箕輪村 木曾町 上松町 木祖村 王滝村 朝日村 松川村 白馬村 坂城町 木島平村 野沢温泉村 小川村	(B2の受給者負担金は、500円+500円を除いた額の1/2)									
	A1～B1 特別障害者手当準拠 B2 所得税非課税者	A1～B1 特別障害者手当準拠 B2 特別障害者手当準拠	1			1	駒ヶ根市										
	A1 所得制限なし A2・B1 特別障害者手当準拠 B2 所得税非課税者	A1 所得制限なし A2・B1 特別障害者手当準拠 B2 所得税非課税（同一世帯者）				1	1	高山村									
	A1・A2 所得制限なし B1・B2 特別障害者手当準拠	A1・A2 所得制限なし B1・B2 特別障害者手当準拠				1	1	川上村									
	A1～B1 所得制限なし B2 所得税非課税者	A1～B1 所得制限なし B2 所得税非課税（同一世帯者）	1			1	1	長野市 (B1、B2は70歳到達時に資格を失う)									
	A1～B1 所得制限なし B2 特別障害者手当準拠	A1～B1 所得制限なし B2 特別障害者手当準拠	1			1	1	中野市									
	所得制限なし	所得制限なし	2	2	5	9	大町市 安曇野市 南牧村 南相木村 箕輪町 麻績村 生坂村 山形村 池田町										
小計		8	7	16	31												
合計		19	23	35	77	65	5	7									

※食費：入院時食事療養費及び入院時生活療養費

※年度末年齢が18歳までの障がい者の所得制限は、「市町村福祉医療制度における障がい児の所得制限の状況」による

※現物給付方式の対象範囲は、「市町村別現物給付方式導入状況（平成31年4月1日現在）」による

[受給者負担金]

受給者負担金なし：原村、栄村

18歳年度末までは受給者負担金なし：長和町、飯島町、中川村、宮田村、阿智村、平谷村、根羽村（令和元年5月1日から）、天龍村、木曾町（以降は1レセプト当たり500円又は300円）

その他の市町村は1レセプト当たり500円又は300円

障がい者医療費給付事業の市町村実施状況（精神保健福祉手帳）

平成31年4月1日現在

\*本表は、精神障害者保健福祉手帳所持者に係る実施状況であり、他の区分（国民年金法施行令別表該当、障害者自立支援法該当等）は網羅していない。

障害等級	入院・通院の別	所得制限		市町村数			該 当 市 町 村			
		本人	扶養義務者等	市	町	村	計	食費助成なし	食費1/2助成	食費助成あり
1級	通院のみ	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠			1	1	平谷村		
	入院・通院	所得制限なし	所得制限なし			1	1	北相木村		
小 計						2	2			
1～2級	1級 通院のみ 2級 自立支援医療 精神通院のみ	1級 特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	8	11	19	青木村 辰野町 飯島町 中川村			
		2級 所得税非課税者					宮田村 松川町 高森町 阿南町			
							阿智村 根羽村 喬木村 豊丘村			
								大鹿村 南木曾町 小谷村 小布施町		
								信濃町 小川村 栄村		
								(県制度と同じ)		
		特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	1			1	飯田市		
		所得制限なし	所得制限なし	1		1	2	安曇野市 泰阜村		
	通院のみ	1級 特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	1	1	3	5	千曲市 売木村 高山村 山ノ内町		
		2級 所得税非課税者						野沢温泉村		
								長野市		
								岡谷市 諏訪市 茅野市 下諏訪町		
		所得制限なし	所得制限なし	3	2	5	富士見町			
		1級 所得制限なし	1級 所得制限なし	1			1	松本市		
		2級 特別障害者手当準拠	2級 特別障害者手当準拠							
1・2級入院	1・2級入院 市町村民税非課税者	入院 市町村民税非課税者	1			1	佐久市			
1級通院のみ	1級通院 特別障害者手当準拠	(同一世帯者)								
2級自立支援医療 精神通院のみ	2級通院 所得税非課税者	通院 特別障害者手当準拠								
1・2級入院通院	1・2級入院通院 所得税非課税者	1・2級入院通院 所得税非課税世帯								
1級通院のみ	1級通院 特別障害者手当準拠	1級通院 特別障害者手当準拠	1			1	上田市			
2級自立支援医療 精神通院のみ	2級通院 所得税非課税者	2級通院 特別障害者手当準拠								
入院・通院	1級 特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	1			1	伊那市			
	2級 所得税非課税者									
	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	2		2	4	小諸市 松川村 南箕輪村	須坂市		
	所得制限なし	所得制限なし	1	2	1	4	大町市 原村 箕輪町 池田町			
小 計				14	13	18	45			
1～3級	通院のみ	1級 所得制限なし	1・2級 所得制限なし	1		1	中野市			
		2級 所得制限なし					3級 市町村民税非課税者			
		3級 市町村民税非課税者					(本人の生計を維持する配偶者又は扶養義務者)			
		1・2級 特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	1	1	2	駒ヶ根市※ 飯綱町			
		3級 所得税非課税者								
		特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠			1	1	天龍村		
		1級 特別障害者手当準拠	1・2級 特別障害者手当準拠	1			1	飯山市		
		2級 所得税非課税者	3級 市町村民税非課税者							
		3級 市町村民税非課税者	(同一世帯者)							
	1級は通院・精神科入院	1級 特別障害者手当準拠	1級 特別障害者手当準拠				1	下條村 (精神科入院の受給者負担金は、自己負担額の3割)		
	2・3級は自立支援医療精神通院のみ	2・3級 特別障害者手当準拠 (本人所得税非課税)	2・3級 特別障害者手当準拠 (本人所得税非課税)							
	1級は、入院通院	1・2級 特別障害者手当準拠 (入院は市町村民税非課税世帯者)	1・2級 特別障害者手当準拠 (入院は市町村民税非課税世帯者)	1			1	佐久穂町		
		2級は自立支援医療精神通院、精神入院のみ	3級 市町村民税非課税世帯者							
	3級は精神入院のみ	入院 所得制限なし	入院 所得制限なし				1	朝日村		
	通院 特別障害者手当準拠	通院 特別障害者手当準拠								
1・2級は入院通院	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	1			1	東御市			
3級は通院のみ										
入院・通院	1級 特別障害者手当準拠	1級 特別障害者手当準拠				1	1	筑北村		
	2・3級 市町村民税非課税者	2・3級 市町村民税非課税者 (同一世帯者)								
	1級 特別障害者手当準拠	1・2級 特別障害者手当準拠					1	1	大桑村	
	2・3級 所得税非課税者	3級 所得税非課税者 (同一世帯者)								
	1級 特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠					2	2	上松町 軽井沢町	
	2・3級 所得税非課税者									
	1・2級 特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠					1	1	木曾町	
	3級 所得税非課税者									
特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	1	3	4	8			塩尻市 御代田町 立科町 長和町		
								南相木村 木祖村 白馬村 木島平村		
特別障害者手当準拠 (2級の自立支援医療の精神通院医療は、所得税非課税者)	特別障害者手当準拠					1	1	王滝村 (1級通院、2級自立支援医療の精神通院以外の受給者負担金は、500円+500円を除いた額の1/2)		
1級 所得制限なし	1級 所得制限なし					1	1	川上村		
2・3級 特別障害者手当準拠	2・3級 特別障害者手当準拠									
所得制限なし	所得制限なし		2	4	6			小海町 南牧村 麻績村 生坂村		
								山形村 坂城町 (精神科入院は対象外)		
小 計				5	10	15	30			
合 計				19	23	35	77	76	1	

※食費：入院時食事療養費及び入院時生活療養費

※駒ヶ根市：18歳年度末までは入院も対象

※年度末年齢が18歳までの障がい者の所得制限は、「市町村福祉医療制度における障がい児の所得制限の状況」による

※現物給付方式の対象範囲は、「市町村別現物給付方式導入状況（平成31年4月1日現在）」による

[受給者負担金]

受給者負担金なし：原村、栄村

18歳年度末までは受給者負担金なし：長和町、飯島町、中川村、宮田村、阿智村、平谷村、根羽村（令和元年5月1日から）、天龍村、木曾町

(以降は1レセプト当たり500円又は300円)

その他の市町村は1レセプト当たり500円又は300円

## 市町村福祉医療制度における障がい児の所得制限の状況

### 【留意事項】

- ・「障がい児」とは、「年度末年齢が18歳までの障がい者」のことを指す。
- ・所得制限の有無 有：○、無：－

平成31年4月1日現在

市町村名	市町村制度における所得制限の状況		
	身体障害者手帳交付者	療育手帳交付者	精神保健福祉手帳交付者
1 長野市	-※	-※	-
2 松本市	-	-	-
3 上田市	-	-	-
4 岡谷市	-	-	-
5 飯田市	-	-	-
6 諏訪市	-	-	-
7 須坂市	-※	-	-
8 小諸市	-	-	○
9 伊那市	-	-	-
10 駒ヶ根市	-	-	-
11 中野市	-※	-※	-※
12 大町市	-	-	-
13 飯山市	-	-	-
14 茅野市	-	-	-
15 塩尻市	-	-	-
16 千曲市	-	-	-
17 佐久市	-	-	-
18 東御市	-	-	-
19 安曇野市	-	-	-
20 佐久穂町	-	-	-
21 小海町	-	-	-
22 川上村	-	-	-
23 南牧村	-	-	-
24 南相木村	-	-	○
25 北相木村	-	-	-
26 軽井沢町	-	-	-
27 御代田町	-※	-	-※
28 立科町	-	-	-
29 長和町	-	-	-
30 青木村	-	-	-
31 下諏訪町	-	-	-
32 富士見町	-	-	-
33 原村	-	-	-
34 辰野町	-	-	-
35 箕輪町	-	-	-
36 飯島町	-	-	-
37 南箕輪村	-	-	-
38 中川村	-	-	-
39 宮田村	-	-	-
40 松川町	-	-	-
41 高森町	-	-	-
42 阿南町	-	-	-
43 阿智村	-	-	-
44 平谷村	○	○	○
45 根羽村	-	-	-

市町村名	市町村制度における所得制限の状況		
	身体障害者手帳交付者	療育手帳交付者	精神保健福祉手帳交付者
46 下條村	-	-	-
47 売木村	-	-	-
48 天龍村	-	-	-
49 泰阜村	-	-	-
50 喬木村	-	-	-
51 豊丘村	-	-	-
52 大鹿村	-	-	-
53 木曾町	-	-	-
54 上松町	-	-	-
55 南木曾町	-	-	-
56 木祖村	-	-	-
57 王滝村	-	-	-
58 大桑村	-	-	-
59 筑北村	-	-	-
60 麻績村	-	-	-
61 生坂村	-	-	-
62 山形村	-	-	-
63 朝日村	-	-	-※
64 池田町	-	-	-
65 松川村	-	-	-
66 白馬村	-	-	-
67 小谷村	○	○	○
68 坂城町	-	-	-
69 小布施町	-	-	-
70 高山村	-	-	-
71 山ノ内町	-	-	-
72 木島平村	-	-	-
73 野沢温泉村	-	-	-
74 信濃町	-	-	-
75 飯綱町	-	-	-※
76 小川村	-	-※	-
77 栄村	-	-	-

※以下の区分は所得制限有り

長野市：身障手帳5級、療育手帳B2

須坂市：身障手帳4級

中野市：身障手帳4級、療育手帳B2、精神手帳3級

御代田町：身障手帳4級、精神手帳2,3級

朝日村：精神手帳1～3級（精神科入院）

飯綱町：精神手帳3級

小川村：療育手帳B2

障がい者医療費給付事業の市町村実施状況（65歳以上国民年金法施行令別表該当）

平成31年4月1日現在

所得制限		市町村数				該当市町村						
本人	扶養義務者等	市	町	村	計	食費助成なし			食費1/2助成	食費助成あり		
特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	10	19	26	55	上田市	飯田市	伊那市	松本市	小布施町		
						駒ヶ根市	飯山市	塩尻市			須坂市	栄村
						佐久市	東御市	小海町			信濃町	
						佐久穂町	川上村	南牧村				
						軽井沢町	御代田町	立科町				
						長和町	青木村	辰野町				
						飯島町	南箕輪村	中川村				
						宮田村	松川町	高森町				
						阿南町	阿智村	平谷村				
						根羽村	下條村	売木村				
						天龍村	喬木村	大鹿村				
						上松町	南木曾町	木曾町				
						木祖村	王滝村	大桑村				
						朝日村	筑北村	松川村				
						白馬村	小谷村	坂城町				
						山ノ内町	木島平村	野沢温泉村				
						飯綱町	小川村					
						（県制度と同じ）						
所得制限なし	所得制限なし	9	4	9	22	長野市	小諸市	大町市	中野市	岡谷市		
						千曲市	安曇野市	南相木村			高山村	諏訪市
						北相木村	富士見町	原村			茅野市	
						箕輪町	豊丘村	麻績村			下諏訪町	
						生坂村	山形村	池田町			泰阜村	
合 計		19	23	35	77	65			5	7		

※食費：入院時食事療養費及び入院時生活療養費

[受給者負担金]

原村、栄村：受給者負担金なし（その他の市町村は、1レフト当たり500円又は300円）

## ひとり親家庭等医療費給付事業の市町村実施状況（母子家庭・父子家庭）

平成31年4月1日現在

対象児童	所得制限			市町村数				該当市町村				
	母	子	扶養義務者等	市	町	村	計	食費助成なし			食費1/2助成	食費助成あり
18歳未満 又は 20歳未満 高等学校等 卒業 まで	児童扶養手当（一部支給）準拠	児童扶養手当準拠	児童扶養手当準拠	12	20	29	61	上田市	飯田市	小諸市	松本市	小布施町
								伊那市	駒ヶ根市	大町市	須坂市	栄村
								飯山市	塩尻市	佐久市	高山村	
								東御市	小海町	川上村	信濃町	
								南牧村	佐久穂町	御代田町		
								立科町	長和町	青木村		
								辰野町	箕輪町	飯島町		
								南箕輪村	中川村	宮田村		
								松川町	高森町	阿南町		
								阿智村	平谷村	根羽村		
								下條村	売木村	天龍村		
								喬木村	豊丘村	大鹿村		
								上松町	南木曾町	木曾町		
								木祖村	王滝村	大桑村		
								生坂村	朝日村	筑北村		
								池田町	松川村	白馬村		
								小谷村	坂城町	山ノ内町		
								木島平村	野沢温泉村	飯綱町		
								小川村				
								（県制度と同じ）				
	所得制限なし	所得制限なし	所得制限なし	7	2	6	15	長野市	千曲市	安曇野市	中野市	岡谷市
								南相木村	富士見町	原村		諏訪市
								麻績村	山形村	北相木村		茅野市
												下諏訪町
												泰阜村
	小計			19	22	35	76					
20歳未満の児童	児童扶養手当（一部支給）準拠	児童扶養手当準拠	児童扶養手当準拠		1		1	軽井沢町				
	小計				1		1					
合計				19	23	35	77	65			5	7

※食費：入院時食事療養費及び入院時生活療養費

※現物給付方式の対象範囲は、「市町村別現物給付方式導入状況（平成31年4月1日現在）」による

[受給者負担金]

受給者負担金なし：原村、栄村

18歳年度末までは受給者負担金なし：長和町、飯島町、中川村、宮田村、阿智村、平谷村、根羽村（令和元年5月1日から）、天龍村、木曾町（以降は1レセプト当たり500円又は300円）

その他の市町村は1レセプト当たり500円又は300円

ひとり親家庭等医療費給付事業の市町村実施状況（父母のない児童）

平成31年4月1日現在

対象児童	所得制限		市町村数				該 当 市 町 村				
	子	扶養義務者等	市	町	村	計	食費助成なし			食費1/2助成	食費助成あり
18歳未満 又は 20歳未満高等学校 等卒業まで	児童扶養手当準拠	児童扶養手当準拠	12	20	29	61	上田市	飯田市	小諸市	松本市	小布施町
							伊那市	駒ヶ根市	大町市	須坂市	栄村
							飯山市	塩尻市	佐久市	高山村	
							東御市	小海町	川上村	信濃町	
							南牧村	佐久穂町	御代田町		
							立科町	長和町	青木村		
							辰野町	箕輪町	飯島町		
							南箕輪村	中川村	宮田村		
							松川町	高森町	阿南町		
							阿智村	平谷村	根羽村		
							下條村	売木村	天龍村		
							喬木村	豊丘村	大鹿村		
							上松町	南木曾町	木曾町		
							木祖村	王滝村	大桑村		
							生坂村	朝日村	筑北村		
							池田町	松川村	白馬村		
							小谷村	坂城町	山ノ内町		
							木島平村	野沢温泉村	飯綱町		
							小川村				
							（県制度と同じ）				
	所得制限なし	所得制限なし	7	2	6	15	長野市	千曲市	安曇野市	中野市	岡谷市
							南相木村	富士見町	原村		諏訪市
							麻績村	山形村	北相木村		茅野市
											下諏訪町
											泰阜村
			19	22	35	76					
20歳未満の児童	児童扶養手当準拠	児童扶養手当準拠		1		1	軽井沢町				
				1		1					
合 計			19	23	35	77	65			5	7

※食費：入院時食事療養費及び入院時生活療養費

※現物給付方式の対象範囲は、「市町村別現物給付方式導入状況（平成31年4月1日現在）」による

[受給者負担金]

受給者負担金なし：原村、栄村

18歳年度末までは受給者負担金なし：長和町、飯島町、中川村、宮田村、阿智村、平谷村、根羽村（令和元年5月1日から）、天龍村、木曾町  
 （以降は1レセプト当たり500円又は300円）

その他の市町村は1レセプト当たり500円又は300円

障がい者医療費給付事業の市町村実施状況（市町村単独事業：特別児童扶養手当該当）

平成31年4月1日現在

障害の程度	所得制限		市町村数				食費助成なし			食費1/2助成	食費助成あり
	本人	扶養義務者等	市	町	村	計					
1級	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	1			1	上田市（注1）				
	所得制限なし	所得制限なし		1	2	3	富士見町	原村	麻績村		
	小計		1	1	2	4					
1・2級	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	3	3	2	8	小諸市	塩尻市（注1）	軽井沢町（注1）	松本市（注1）	
	所得制限なし	特別児童扶養手当準拠		1		1	辰野町（注1）	宮田村（注1）	白馬村（注1）		
	所得制限なし	所得制限なし	7	2		9	飯綱町			岡谷市	諏訪市
	小計		10	6	2	18	長野市	大町市	千曲市	須坂市	茅野市
小計		10	6	2	18						
合計		11	7	4	22	16			2	4	

※食費：入院時食事療養費及び入院時生活療養費

※現物給付方式の対象範囲は、「市町村別現物給付方式導入状況（平成31年4月1日現在）」による

（注1）松本市・上田市・塩尻市・軽井沢町・辰野町・宮田村・白馬村：年度末年齢が18歳までの者は所得制限なし

[受給者負担金]

原村：受給者負担金なし 宮田村：18歳年度末までは受給者負担金なし（以降は1レフト当たり500円） その他の市町村は1レフト当たり500円又は300円

障がい者医療費給付事業の市町村実施状況（市町村単独事業：国民年金法施行令別表該当）

平成31年4月1日現在

障害の程度	所得制限		市町村数				該当市町村			食費1/2助成	食費助成あり
	本人	扶養義務者等	市	町	村	計					
1級 ※20歳以上	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠			1	1	宮田村				
	小計				1	1					
1級	所得税非課税者	所得税非課税者		1		1	信濃町（注1）				
	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	1	2		3	辰野町（注2）	飯島町		須坂市（注3）	
	所得制限なし	所得制限なし	1	2	2	5	富士見町（注1）			高山村（注3）	茅野市
	小計		2	5	2	9	山形村（注1）				下諏訪町（注1）
1・2級 ※20歳以上	所得制限なし	所得制限なし	1	1		2	千曲市：通院のみ（注4）				
	小計		1	1		2	箕輪町				
1・2級	所得税非課税者	所得制限なし			1	1	青木村（障害年金3級を含む）				
	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	2	4		6	伊那市	東御市	軽井沢町		
	所得制限なし	所得制限なし	3		2	5	御代田町（注5）	南木曾町	飯綱町		
	小計		5	4	3	12	大町市	南相木村	麻績村		岡谷市（注6）
4級	市町村民税非課税者	市町村民税非課税（同一世帯者）		1		1	上松町（注5）				
	小計			1		1	（厚生年金保険法施行令別表該当者を含む）				
合計		8	11	6	25	19			3	4	

（注1）下諏訪町・富士見町・山形村・信濃町：1級9～11号該当者が対象

（注2）辰野町：年度末年齢が18歳までの者は所得制限なし

（注3）須坂市・高山村：1級10号該当者が対象

（注4）千曲市：1級10号、2級16号該当者が対象

（注5）御代田町・上松町：精神障害者が対象

（注6）岡谷市・諏訪市：1級9～11号（20～64歳）、2級15～17号（20歳前初診）該当者が対象

※食費：入院時食事療養費及び入院時生活療養費

※現物給付方式の対象範囲は、「市町村別現物給付方式導入状況（平成31年4月1日現在）」による

[受給者負担金]

南相木村：65歳未満は高確法準拠 南木曾町：自己負担額の1/2 その他の市町村は1レフト当たり500円又は300円

## 障がい者医療費給付事業の市町村実施状況(市町村単独事業:精神障害者)

(1)障がい者自立支援法に基づく自立支援医療受給者(精神通院医療)に対する助成

平成31年4月1日現在

入院・通院の別	所得制限		計	該当市町村(食費助成なし)
	本人	扶養義務者等		
自立支援医療の 精神通院医療 (公費負担対象分)のみ	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	2	飯田市(注1) 松川村
	所得制限なし	所得制限なし	12	須坂市 大町市 中川村 高森町 阿南町 阿智村 喬木村 豊丘村 大鹿村 朝日村 池田町 泰阜村
通院のみ	市町村民税非課税世帯者	市町村民税非課税世帯者	1	長和町
	所得制限なし	所得制限なし	2	千曲市 売木村
入院・通院	市町村民税非課税世帯者	市町村民税非課税世帯者	2	原村(注2) 筑北村
	所得制限なし	所得制限なし	2	坂城町(精神科入院を除く) 小海町
合計			21	

(注1)飯田市:年度末年齢が18歳までの者は所得制限なし

(注2)市町村民税課税世帯者は、自立支援医療の精神通院医療(公費負担対象分)が助成対象となる

※現物給付方式の対象範囲は、「市町村別現物給付方式導入状況(平成31年4月1日現在)」による

[受給者負担金]

原村、高森町、阿智村:受給者負担金なし 中川村:18歳年度末までは受給者負担金なし(以降は1レセプト300円) その他の市町村は1レセプト当たり500円又は300円

### (2)その他精神障害者

障害の程度	所得制限		計	該当市町村(食費助成なし)
	本人	扶養義務者等		
精神障害者で村長が認めた者	所得制限なし	所得制限なし	1	北相木村
精神保健福祉法第5条該当者	所得制限なし	所得制限なし	1	麻績村
精神障害者保健福祉手帳未所持者で自立支援医療(精神通院分)の受給者	特別障害者手当準拠(本人所得税非課税)	特別障害者手当準拠(本人所得税非課税)	1	下條村
合計			3	

※現物給付方式の対象範囲は、「市町村別現物給付方式導入状況(平成31年4月1日現在)」による

【受給者負担金】

1レセプト当たり500円又は300円

障がい者医療費給付事業の市町村実施状況(市町村単独事業:その他障がい者)

平成31年4月1日現在

障害の程度	所得制限		計	該当市町村(食費助成なし)
	本人	扶養義務者等		
育成医療受給者証交付者	所得制限なし	所得制限なし	1	原村(注1)
更生医療受給者証交付者	所得制限なし	所得制限なし	1	原村(注1)
国民年金法等の規定に基づく障害年金受給者	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	1	小諸市(注2)

(注1)原村:受給者負担金なし

(注2)小諸市:障害年金1・2級該当者が対象

※現物給付方式の対象範囲は、「市町村別現物給付方式導入状況(平成31年4月1日現在)」による

障がい者医療費給付事業の市町村実施状況(市町村単独事業:難病)

平成31年4月1日現在

資格区分	所得制限		計	該当市町村(食費助成なし)
	本人	扶養義務者等		
特定疾患治療研究事業該当者	市町村民税非課税者	特別障害者手当準拠	1	上松町
	所得税非課税者	特別障害者手当準拠	1	軽井沢町
	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	2	宮田村 木曾町
	所得制限なし	所得制限なし	8	原村 高森町 阿南町 阿智村 売木村 天龍村 喬木村 豊丘村
長野県特定疾病医療費助成事業該当者	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	1	宮田村
	所得制限なし	所得制限なし	4	原村 阿智村 喬木村 豊丘村
先天性血液凝固因子障害治療研究事業該当者	市町村民税非課税者	特別障害者手当準拠	1	上松町
	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	1	木曾町
小児慢性特定疾病該当者	所得制限なし	所得制限なし	1	豊丘村
ウイルス肝炎医療費給付事業該当者	所得制限なし	所得制限なし	2	原村 豊丘村(肝炎治療分のみ)
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2第1項該当者(結核患者)	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	1	駒ヶ根市
	所得制限なし	所得制限なし	1	大鹿村
難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費の受給対象者	市町村民税非課税者	特別障害者手当準拠	1	上松町
	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	1	宮田村
	所得制限なし	所得制限なし	4	原村 喬木村 阿智村 豊丘村

※現物給付方式の対象範囲は、「市町村別現物給付方式導入状況(平成31年4月1日現在)」による

[受給者負担金]

原村:受給者負担金なし

宮田村、阿智村、天龍村、木曾町:18歳年度末まで受給者負担金なし(以降は1レセプト当たり500円又は300円)

その他の市町村は1レセプト当たり500円又は300円

市町村別現物給付方式導入状況(平成31年4月1日現在)

市 町 村	乳幼児等			ひとり親家庭等			障がい者		
	対象年齢 ※1	自己負担金	食費助成 ※2	対象年齢 ※1	自己負担金	食費助成 ※2	対象年齢 ※1	自己負担金	食費助成 ※2
長野市	15歳	500円	なし	15歳	500円	なし	15歳	500円	なし
松本市	15歳	500円	2分の1	15歳	500円	2分の1	15歳	500円	2分の1
上田市	15歳	500円	なし	15歳	500円	なし	15歳	500円	なし
岡谷市	15歳	500円	あり	15歳	500円	あり	15歳	500円	あり
飯田市	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし
諏訪市	15歳	500円	あり	15歳	500円	あり	15歳	500円	あり
須坂市	15歳	500円	2分の1	15歳	500円	2分の1	15歳	500円	2分の1
小諸市	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし
伊那市	通院:15歳 入院:18歳	500円	なし	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし
駒ヶ根市	通院:15歳 入院:18歳	500円	なし	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし
中野市	15歳	500円	2分の1	15歳	500円	2分の1	15歳	500円	2分の1
大町市	15歳	500円	なし	15歳	500円	なし	15歳	500円	なし
飯山市	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし
茅野市	15歳	500円	あり	15歳	500円	あり	15歳	500円	あり
塩尻市	15歳	500円	なし	15歳	500円	なし	15歳	500円	なし
佐久市	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし
千曲市	15歳	500円	なし	15歳	500円	なし	15歳	500円	なし
東御市	15歳	500円	なし	15歳	500円	なし	15歳	500円	なし
安曇野市	15歳	500円	なし	15歳	500円	なし	15歳	500円	なし
小海町	18歳	300円	なし	18歳	300円	なし	18歳	300円	なし
佐久穂町	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし
川上村	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし
南牧村	18歳	300円	あり	18歳	300円	あり	18歳	300円	あり
南相木村	18歳	300円	なし	18歳	300円	なし	18歳	300円	なし
北相木村	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし
軽井沢町	18歳	500円	なし	18歳 ※4	500円	なし	18歳	500円	なし
御代田町	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし
立科町	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし
長和町	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし
青木村	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし
下諏訪町	18歳	500円	あり	18歳	500円	あり	18歳	500円	あり
富士見町	18歳	300円	なし	18歳	300円	なし	18歳	300円	なし
原村	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし
辰野町	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし
箕輪町	18歳	500円	なし	18歳 ※5	500円	なし	18歳	500円	なし
飯島町	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし
南箕輪村	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし
中川村	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし
宮田村	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし

市町村別現物給付方式導入状況(平成31年4月1日現在)

市 町 村	乳幼児等			ひとり親家庭等			障がい者		
	対象年齢 ※1	自己負担金	食費助成 ※2	対象年齢 ※1	自己負担金	食費助成 ※2	対象年齢 ※1	自己負担金	食費助成 ※2
松川町	18歳	300円	なし	18歳	300円	なし	18歳	300円	なし
高森町	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし
阿南町	18歳	300円	なし	18歳	300円	なし	18歳	300円	なし
阿智村	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし
平谷村	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし
根羽村	18歳	300円 (R1.5.1から0円)	なし	18歳	300円 (R1.5.1から0円)	なし	18歳	300円 (R1.5.1から0円)	なし
下條村	18歳	300円	なし	18歳	300円	なし	18歳	300円	なし
売木村	18歳	300円	なし	18歳	300円	なし	18歳	300円	なし
天龍村	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし
泰阜村	18歳	300円	なし	18歳	300円	あり	18歳	300円	あり
喬木村	18歳	300円	なし	18歳	300円	なし	18歳	300円	なし
豊丘村	18歳	300円	なし	18歳	300円	なし	18歳	300円	なし
大鹿村	18歳	300円	なし	18歳	300円	なし	18歳	300円	なし
上松町	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし
南木曾町	18歳	300円	なし	18歳	300円	なし	18歳	300円	なし
木曾町	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし
木祖村	18歳	300円	なし	18歳 ※5	300円	なし	18歳	300円	なし
王滝村	15歳	500円	なし	15歳	500円	なし	15歳	500円	なし
大桑村	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし
麻績村	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし
生坂村	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし
山形村	15歳	500円	なし	15歳	500円	なし	15歳	500円	なし
朝日村	15歳	500円	なし	15歳	500円	なし	15歳	500円	なし
筑北村	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし
池田町	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし
松川村	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし
白馬村	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし
小谷村	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし
坂城町	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし
小布施町	18歳	300円	あり ※3	18歳	300円	あり	18歳	300円	あり
高山村	18歳	500円	2分の1	18歳	500円	2分の1	18歳	500円	2分の1
山ノ内町	18歳	500円	2分の1 ※3	18歳 ※5	500円	なし	18歳	500円	なし
木島平村	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし
野沢温泉村	15歳	500円	なし	15歳	500円	なし	15歳	500円	なし
信濃町	18歳	500円	2分の1	18歳	500円	2分の1	18歳	500円	2分の1
飯綱町	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし
小川村	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし
栄村	18歳 ※5	0円	あり	18歳	0円	あり	18歳	0円	あり

## 市町村別現物給付方式導入状況(平成31年4月1日現在)

### 〔留意事項〕

- ※1 対象者：対象年齢到達以後の最初の3月31日までの間にある者
- ※2 食費：入院時の食事療養費及び生活療養費に係る自己負担限度額への助成
- ※3 年齢により食費助成の対象外となる場合あり、受給者証をご確認ください。

(小布施町、山ノ内町)

- ※4 母・父（後期高齢者医療被保険者は除く。）を含む。(軽井沢町)
- ※5 18歳以上20歳未満の高等学校その他市町村長が定める施設に在学・在校中の者を含む  
(箕輪町、木祖村、山ノ内町、栄村)